

準組合員規程

(目的)

第1条. この規程は、組合員の卸団地内施設を賃借する賃借人を準組合員とする資格等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(準組合員の資格)

第2条 準組合員とは、組合員以外のものであって、卸売業または卸売業に密接に関連する事業を営むものをいう。

2. 賃借人は、組合員と連名で、別紙「準組合員加入申請書」により組合に準組合員の加入を申請し、理事会の承認を得るものとする。

3. 準組合員が組合へ出資することは認めない。ゆえに組合総会における議決権、選挙権及び被選挙権等を取得することはできない。

(賦課金)

第3条. 準組合員加入の承認を受けた賃借人は理事会承認の翌月分から準組合員として、月額 1,000 円の賦課金を組合へ支払うものとする。

2. 賦課金は6月に年額 12,000 円を支払う。

3. 準組合員の賦課金が未納となった場合は、準組合員に施設を賃貸している組合員が納付の責を負う。

4. 準組合員が年度途中で組合を脱退した場合、既に支払った賦課金は、返金しない。

(組合事業への参加)

第4条. 準組合員は、組合員と同等の条件で、次の共同施設の利用及び組合事業に参加することができる。

(1)組合が所有する共同施設の利用

(2)組合が主催する各種福利厚生事業への参加

(3)組合が主催する講演会・講習会等教育情報事業への参加

(4)組合が認める資料・情報の利用

(5)その他組合が認める各種サービスの享受

(又貸しの禁止)

第5条. 準組合員が、組合員より賃借した施設を他に貸与することはできない。ただし、理事会が承認した場合はこの限りではない。

(勧告)

第6条. 組合は、準組合員が次の各号の一に該当した場合は、準組合員または賃貸人である組合員を理事会に出席させ、意見を聴取する。その結果によっては、是正勧告または退去勧告をすることができる。

(1)本組合の事業を妨げ又は妨げようとしたとき

(2)犯罪または故意・重大な過失により、組合の信用を失わせる行為をしたとき

附則

この内規は平成 19 年 8 月 24 日より施行する

平成 27 年 8 月 27 日内規を規程として制定

令和 2 年 3 月 27 日一部改正